

議案第72号

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一男

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年清水町条例第27号) の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。